

館林市ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、館林市広告掲載基準要綱（平成19年館林市告示第114号。以下「広告掲載要綱」という。）に基づき、館林市が管理するホームページ（以下「市ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告の可能な範囲等)

第2条 市は、市ホームページ上に、市政情報の妨げや誤解の生じない範囲で、広告の掲載を行うものとする。

2 広告は、企業や事業所、商店等の広告とし、当該広告及びそのリンク先のホームページが、本市の広告媒体としての市ホームページの品位、公共性及び公益性を妨げないもので、市民に不利益を与えないものとする。

(広告の掲載位置)

第3条 広告の掲載位置は、市ホームページの市が指定する位置とし、掲載する枠数は概ね10枠までとする。

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載順位は、原則として画面の上から下方向及び左から右方向に申込順とする。

2 毎月初日に、先頭に掲載された広告を最後尾に繰下げるものとする。

3 広告料の納付が遅れた場合には、広告料の納付日を申込日とみなし、掲載順を決めるものとする。

(広告の規格等)

第5条 広告は、バナー広告とし、市ホームページのデザインの質や期待されるイメージを保持するため、次の事項を遵守するものとする。

(1) 大きさ 縦80ピクセル×横200ピクセル

(2) 形式 静止GIF・JPG画像又はアニメーションGIF画像

(3) 容量 30キロバイト程度

(4) その他JIS規格に準拠し、アクセシビリティに配慮したもの

(5) 高速振動、高速点灯イメージ、アラートマークのようなエラー表示イメージのものは使用不可とする。

(6) 次の表現を含んだものは、閲覧者の意志に反した動きや誤解のもとになるため禁止する。

ア 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン

イ アラートマーク

ウ ラジオボタン

エ テキストボックス（文字入力が行えるように見えるもの）

オ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）

(7) アニメーションGIF画像の切り替え時間は2秒以上とする。

(8) 市ホームページの情報との区別を明らかにし、市の情報と混同しないようにする。

(9) 文字と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画面や写真等を使用する場合は、文字の周りを縁取る等、文字が見やすくなるよう配慮する。

(10) 文字やイラストは適切な処理を行い、鮮明に見えるようにする。

(11) アクセシビリティに配慮するため、掲載する広告には「Alt 情報」として説明事項を掲載する。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月の初日からその月の末日までを1か月とし、期間は1か月、6か月、12か月を単位とする。ただし、更新は妨げない。

2 市ホームページの維持管理等による公開停止の期間も、原則として掲載期間に含むものとする。

3 掲載開始及び終了の時間は、当該月の初日及び末日中で、市がその都度設定する。ただし、当該日が次の場合、掲載開始又は終了の日は、その翌日とする。

(1) 土曜日、日曜日又は国民の祝日

(2) 12月29日から翌年の1月3日

(広告掲載料)

第7条 1枠の広告掲載料（以下「広告料」という。）は、次のとおりとする。

期 間	広 告 料	備 考
1か月	15,000円	
6か月	75,000円	1か月分の広告料を割引
12か月	150,000円	2か月分の広告料を割引

2 割引にする掲載月は、6か月の場合は最後の1か月、12か月の場合は最後の2か月とする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、掲載できる枠に応じて広報たてばやし及び市ホームページにより随時行うものとする。

(広告の申込み)

第9条 広告の掲載を希望するもの（以下「希望者」という。）は、館林市ホームページ広告掲載申込書（別記様式第1号）に必要な書類等を添付して、市長に申し込むものとする。

2 市内に住所（所在地）を有しない希望者は、市町村税の納付状況（直近1年度分）を確認できる書類を提出するものとする。

3 申込みは、掲載月の1年前から受け付けるものとする。

4 申込書の提出は、掲載月の2か月前から受け付けるものとする。

(広告の掲載決定)

第10条 市長は、前条による申込みを受付けたときは、広告掲載要綱第10条の規定に基づき、広告審査委員会からの報告を受けた上で、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果を、館林市ホームページ広告掲載決定通知書（別記様式第2号）又は館林市ホームページ広告不掲載決定通知書（別記様式第3号）により、希望者に通知するものとする。

(広告の掲載原稿)

第11条 掲載する広告の原稿は、広告の掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）が作製し、市長が指定する期日までに提出するものとする。

2 広告の原稿作製に要する費用は、広告主が負担するものとする。

(広告料の納付)

第12条 広告主は、掲載期間の広告料を市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

2 広告料の納付が確認されるまで、広告の掲載はしない。

(広告料の返還)

第13条 納付した広告料は原則として返還しない。ただし、次の場合は広告審査委員会におい

て審査し、納付済みの広告料を当該広告主に返還することができる。

- (1) 掲載決定後又は開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合
 - (2) 市ホームページのデザイン変更等により、広告の掲載形式が著しく変わり、広告主の掲載意図に沿わなくなった場合
 - (3) その他、広告主の責に帰さない理由により、市が広告掲載を取消した場合
- 2 前項において広告料がすでに納付されている場合には、掲載決定期間のうち、1日も掲載されていない月の広告料について返還するものとする。ただし、利子は付さない。

(広告の掲載取消し)

第14条 市長は、行政運営上支障があるとき又は広告主が指定の期日までに広告料を納付しなかったときは、館林市ホームページ広告掲載取消通知書（別記様式第4号）により、当該掲載を取り消すことができる。

(広告の掲載取下げ)

第15条 広告主は自己の都合により、市ホームページへの広告掲載を取下げようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

- 2 前項の規定により広告掲載を取下げた場合は、市長は、納付済みの広告料を返還しない。

(広告主の責務)

第16条 広告主は、広告に関する一切の責任を負うものとする。

(その他)

第17条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は平成20年1月4日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成23年4月1日から施行する。

この要領は令和6年11月1日から施行する。